



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 今回は健康保険料の軽減・医療費の還付を考えてみます。

国民健康保険料や社会保険料・年金保険料が毎年高くなり、少しでも保険料・医療費の軽減を考えてみたいところです。社会保険は今では支給される給与の約28%を会社と社員が14%づつ負担することになっています。

### 1. 社会保険において健康保険の被扶養者(扶養家族)になれる条件(ただし75歳以上の方は除く)

- 生計がひとつの父母・祖父母・配偶者・子・孫・兄弟
- 生計がひとつで同居の叔父・叔母・甥・姪・事実婚の配偶者の父母・子
- 上記の人のうち今後の収入が年間収入が130万円未満の人
- 老年人・障害者の場合には、180万円未満の人

### 2. 国民健康保険の扶養家族は、上記の場合には収入条件なく扶養になります。

ただし75歳以上の方は、各人が別の保険制度になります。

<国民健康保険料の目安(名古屋市の場合)> **最高額 770,000円**

(64,000円(1人)×加入者人数) + (加入者全員の市県民税 × 1.92)

<後期高齢者医療保険料の目安(名古屋市の場合)> **最高額は550,000円**

均等割額(43,510円) + 所得割額【{所得 - 基礎控除(330,000円)} × 所得割率(0.0855)】

### 3. 健康保険の保険料を安くする方法

- 2世帯住宅で保険証を2枚持っている場合・・・保険証を1つにしましょう
- 息子の社会保険の扶養に母親・妹等が入れる場合・・・国民健康保険から社会保険の扶養に切り替え
- 自営業者・年金生活者・みんなで同居生活をしましょう
- 国民健康保険の場合は、上限(今年の場合77万円)が決まっていますので、うまく利用しましょう

### 4. 入院等の場合は、高額療養費(1月単位)の請求を忘れずに

月の初日に入院し、月末までには退院する。

### 5. 医療費控除(1年単位)を使いましょう

前歯の治療は高い!年初から初めて、年末までに終わらせる。  
出産は、11月ごろ(産後の治療も含め年内に完結)  
医療費控除のおおまかな例を取り上げてみます。下記を参照してみてください。

#### (1) 対象となる医療費

- 診療・治療・出産のための診療費・治療費
- 診療・治療のための医薬品の購入
- 通院・入院のための交通費(細かな明細が必要となります。)
- 入院中の食事代、部屋代(治療以外のための差額ベット代は除きます。)
- 歯の治療代(容姿を美化する為の矯正費用は除きます。)インプラントはOKです
- 医師処方による治療の為の針灸・整体
- 寝たきりの方のおむつ代(医師発行のおむつ使用証明書が必要とされます。)

#### (2) 対象とならない医療費

- 美容整形、病気予防(予防接種等)、健康増進のための医薬品や健康食品の購入費
- 人間ドックの費用(診断結果により異常が見つかった場合は対象となります。)
- 近視、乱視、老眼等の矯正眼鏡、コンタクトレンズ代
- 診断書の作成料
- マイカー通院のガソリン代・駐車料金、出産のための里帰り旅費
- 入院見舞いのお礼、医師等への謝礼

ふざけた書き方をしましたが、怪我や病気をしないことが一番の負担軽減です。